

論文の内容の要旨

論文題目　ロシア農村の「大転換」——農業集団化の背景、
現実過程と総括の試み（一九二八——一九三三年）——
氏　名　奥田央

本論文は、初期ソヴェト史の政治的、社会的、経済的な変動を画した農業集団化の（1）歴史的背景、（2）現実過程を考察し、かつ特定の視角からの（3）総括を試みるものである。

（2）現実過程の考察に関していえば、ロシア全域を対象とすることは、その像を抽象的にするおそれがあると見なし、集団化研究の観点から重要なロシア農村のいくつかの局面を同時に考察することが可能なヴォルガ中流地方を対象とした。その左岸（東部）は、典型的な粗放的な穀物地帯であり、他方、右岸（西部）は、人口が稠密で、労働集約的な畜産や、クスターリ営業、出稼ぎが盛んであった。集団化の現実過程の考察に際しては、モスクワ中央の意思決定と地方との関係を重視した。

集団化の背景としては、1920年末からの集団化の直接的な前提としての穀物調達危機を、その原因とともに概観した。1927年末からの、危機克服の過程の当初から、穀物供出の強制は、農民の経済的行為への行政的介入（たとえば穀物市場の閉鎖、製粉所への介入、穀物の家宅捜索など）だけではなく、共同体（村）を単位とした農民への働きかけとしても現れた。より上部の行政機関から村へ供出義務を下ろすという、戦時共産主義的な方法が発生した。同時に進行した自己課税などのキャンペーンでも同じ方法が現れた。調達の「村計画」と呼ばれたそれは、1929/30 調達年度から全般的な調達の制度となった。村に割り当てられた「計画」は不可避免的に各農戸に割り当てられた。

1929年6月末のロシア政府の決定（ウクライナでは7月初頭）は、課せられた供出義務を果たさない農民に、義務の5倍の価額の罰金を科すると決定した。スホード（村の集会）へ課せられた計画は国家的義務となり、各農戸の義務の不履行は刑法によって裁かれるこ

とになった。この動きは、その後まもなく家畜調達やその他の様々な農産物の調達、木材の調達、農民の貨幣資金の動員などへ適用され、農村経済全体としてのシステムへと展開していった。それはいわば農村の「計画経済」化であった。

1920年代の農民経営はいまだ生存維持の経済の水準にあり、1920年代末の過酷な穀物調達の開始はただちに農村に飢餓を引きおこした。1930年代初頭の集団化運動の進展も、そのまま飢餓の深化と軌を一にした。農民（のちにはコルホーズ）の存立条件——播種用の種子の維持——を無視することがますます常態化し、深刻となっていた。立法上のその象徴は、1935年の新アルテリ模範定款であり、そこでは、国家への穀物供出がコルホーズの生産物処理の第1位を占め、播種用の種子フォンドの形成は第2位であった。

1929年秋に穀物調達のキャンペーンが強化されるとともに、穀物を供出しない農民への罰金の賦課は、その資産の没収へ、最終的にはクラーク（富農）清算へと直接に接続していった。クラーク清算は、1930年1月30日の党の意思表示よりはるかに早く先行しており、1928年初頭からの様々な弾圧措置ともあいまって、そのときまでに穀物地帯では、実体としてのクラークがもはや存在しないという情勢がつくりだされていた。こうして1930年以降の「クラーク清算」は、実際には、一般の農民（貧農でさえ）を広汎に巻き込むものとなった。

1929年の穀物調達キャンペーンが基本的な終了へと近づきつつあった、中央委員会11月（1929年）総会のあと、猛烈なテンポの全面的集団化がはじまった。したがって穀物調達の暴力的方法は、活動家の手でそのまま集団化の方法としてもちこまれた。

全面的集団化においては、「クラーク清算」を槓杆として集団化がおこなわれた。1929年末から1930年春にかけて、コルホーズ加入の強制に際して用いられた脅迫（強制収容所への追放）は実効性をもっていた。しかし同時に全国に起こった広汎な農民の蜂起、抵抗に直面して、事態のこれ以上の緊張を避けようとしたスターリン指導部は3月、「いきすぎ」を非難した。そのために農村の情勢は複雑をきわめた。しかし政策の基調はコルホーズの維持であった。とりわけ、コルホーズの土地規模を維持することを指示した1930年3月のアルテリ模範定款が重要な役割を演じた（第3章）。1931年以降、部分的なジグザグをとめないながらも集団化が基本的には1929-30年のそれと同様の方法で進行した（第4章から第6章）。「クラーク清算」もコルホーズ加入、穀物調達のキャンペーンにおいてくりかえされた。食糧難の深刻化とともに1931年秋以降、農民の離村の傾向が決定的となった。家畜の強制的共同化（第7章）は、飢饉への一つの序曲であった。牝牛は農民の個人的消費と緊密に結びついていた。

1932年には、亢進する飢餓を背景に、コルホーズからの農民の大規模な脱退が起こった。夏、脱退を抑止する措置として、脱退に際しては資産（たとえば馬）の返却は「カネで」おこなうという地方の決定があらわれた。馬がなければ農民は経営できないばかりでなく、カネは事実上もはや意味をもっていなかった。のちに1935年の新アルテリ模範定款は、この地方の措置を規定の中に取り入れた。

同じ 1932 年の収穫期には、コルホーズの耕地からの農民による穀物の窃盗が発覚した。その対抗措置が 8 月 7 日の法令であり、それによって、コルホーズの耕地からの収穫の窃盗は厳罰を伴う犯罪行為となった。伝統的なロシアの共同体では、盗みは村内部で農民自身によって厳罰に処せられた。しかしコルホーズ制度のもとでの農民の窃盗は集団的であり、農民自身を守るための連帯責任のシステムが働いていた（第 8 章）。

穀物調達強化の結果は 1933 年の飢饉であった。1932 年の収穫自体も良好ではなかった。しかし調達量ははるかに過酷なものとなっていた。統計的には、ヴォルガ中流地方では、1931 年 6 月から 1933 年 7 月までに約 57 万人の農村人口の純減（都市への移動を除外）が記録されている。1931 年を基準とすれば、それは 7・2%の減少であった。1935 年の新アルテリ模範定款は、農民の住宅付属地をコルホーズの正式の制度に定めることによって、その最低限の生存を可能にした。1938 年のリャザン州の 100 のコルホーズの調査では、コルホーズ農民の全収入（現物および貨幣）のおよそ 9 割が付属地からのそれであった。

1933 年には、穀物調達は義務納入制へと制度的な変化を見た。いまや供出量は、収穫期にはなく、春の播種計画のヘクタールあたりで決定された。穀物供出は国家への義務であり、「税」としての効力をもつと強調された。しかしその本質的な制度的変化の側面は大きくなかった。従来の「村計画」は、スホードでの承認という形式的な要件を要求していたとはいえ、それ自体国家的義務であった。したがって「村計画」は 1933 年の義務納入制を準備するものであった。義務納入制のもとでのコルホーズへの支払いは全く名目的なものであり、制度そのものが本質的に収奪的であった。しかし、義務納入制は、その年のコルホーズの義務を春播きにさきだつて決定することによって、農作業全体の質を高め、窃盗などによる損失を最小限にしようとしたものであった。それは、労働意欲、規律の低下を特徴とするコルホーズ制度に、労働の強制の要素を導入した。

最終第 10 章では、集団化の編年的な叙述、分析から離れて、鳥瞰的に、集団化の時代をネップの時代との比較のなかで考察する。ここでの主要な課題は、集団化の暴力を担った人々の像を試論的に構成することである。

ロシアの農民革命において綱領としても定式化された、土地は勤労者に属するという「勤労的」原則は、1920 年代において維持されており、みずからの（家族をふくむ）労働に依拠した富は、農民の価値観では「クラーク」の指標ではなかった。1925 年春の「勤勉な農民」擁護というソ連国家の宣言はその理念的な表現であった。しかしこの非階級的な宣言は事実上ただちに取り下げられた。貧農やバトラークに依拠するという、「労働者党」としての党の階級的な原則が集団化に向かってますます声高に叫ばれた。

この階級的な原則は、コムニストや、貧農、農村のコムソモール員の非農民的な価値観、すなわち農村（概念的には共同体）を離れ、有給の職に就こうとする、1920 年代に生まれていた志向、「脱農民化」の志向を刺激していた。その背景には農村の就業機会のなさ都市における失業があった。1920 年代の農村の若者には強い失望感（「落胆的気分」）があった。集団化や穀物調達において、進行する事態を階級闘争として把握する党の喧伝は、彼

らの価値観が現実に暴力として出現する触媒としての役割を果たした。集団化においては個人経営の「勤労」そのものが資本主義の萌芽と見なされた。しかし同時に、貧農的なもの、プロレタリア的なものに価値を求める党の支配的な思想は、この思想が擁護しようとした人々の国家への依存傾向を強めた。

1920年代の農村においてすでに著しかった、若いコムニストとコムソモール員の「脱農民化」の志向は、コルホーズ農村のなかにもちこまれ、そこにおける職の多様化とヒエラルヒー化を促した。こうして集団化は、農村における価値観の交替、ロシアの農民革命を実現した世代から、農業労働そのものを価値とみなさない新しい世代への交替を伴った。

しかしながら、伝統的な農民の価値観を支えた共同体の個々の要素は、集団化によっても消滅しなかった。コルホーズは、飢餓のなかで農民がみずからを守る組織としての性格ももっていた。住宅付属地の割替（集団化とともに耕地の割替からそこへ移しかえた農民的発案）やその強い志向、執拗につづいた所得分配の「口数原則」、コルホーズの耕地からの穀物の窃盗等々という「抵抗」は、新しい制度への共同体農民の適応の過程と評価することができる。